

様式第 2 号

美作市介護保険

・福祉用具購入費
・住宅改修費

 受領委任払いに係る誓約書

年 月 日

美作市長 殿

届出者 所 在 地

事業所名称

代表者氏名

印

美作市介護保険福祉用具福祉用具購入費及び住宅改修費の受領委任払い制度の取扱いの届け出を行うに当たり、下記の各事項を遵守することを誓約します。

- 1 介護保険住宅改修等の提供に関しては、関係法令及び美作市介護保険福祉用具購入費及び住宅改修費の受領委任払いに関する要綱等を遵守すること。
- 2 福祉用具購入又は住宅改修を行う被保険者が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、心身の状況及びそのおかれている環境等を踏まえた適切な福祉用具の販売または住宅改修の工事の施工を行うよう努めること。
- 3 福祉用具の販売又は住宅改修の工事の施工を行うに当たっては、美作市、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めること。
- 4 福祉用具の販売又は住宅改修の工事の施工を行うに当たっては、被保険者の提示する介護保険被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無、要介護認定等の有効期間を確認し、美作市介護保険福祉用具福祉用具購入費及び住宅改修費の受領委任払い制度が利用可能であるかどうか確認すること。また当該被保険者に過去の福祉用具購入又は住宅改修の給付実績を確認すること。
- 5 正当な理由なく、美作市介護保険福祉用具福祉用具購入費及び住宅改修費の受領委任払い制度の利用を拒まないこと。
- 6 福祉用具購入費又は住宅改修費については、保険給付分を除いた自己負担額の支払いを被保険者に受けるものとし、これを減免し、又は超過して費用を徴収しないこと。また、自己負担額の支払いを受けたときは、被保険者に対し自己負担額分の領収書を発行すること。
- 7 被保険者等が、不正な行為により、保険給付を受け、又は受けようとしたときは、速やかにその旨を美作市に通知すること。

- 8 福祉用具の販売又は住宅改修の施工に係る記録を整備し、特定福祉用具の販売又は住宅改修完了の日から2年間保存すること。
- 9 関係法令及びこの遵守事項に違反し、その是正等について美作市長から指導を受けたときは、直ちにこれに従うこと。
- 10 被保険者から苦情又は相談があった場合においては、必要に応じて事実関係を確認するための訪問等を行い、被保険者の立場を考慮しながら、円滑かつ迅速に苦情処理を行うこと。その他、当事業所において処理し得ない内容についても、行政窓口等関係機関との協力により適切な対応方法を検討し、対処すること。
- 11 業務上知り得た被保険者及びその家族の秘密を保持すること。また、事業所の職員であった者に、業務上知り得た被保険者及びその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するように適切な措置を講じること。
- 12 介護保険福祉用具購入費・住宅改修費に係る取扱事業者の登録内容に変更があったときは、速やかにその旨を介護保険福祉用具購入費・住宅改修費受領委任払い取扱事業者変更届出書により美作市に届け出ること。
- 13 福祉用具の販売又は住宅改修の施工の事業を廃止し、休止し、若しくは再開し、又は登録を辞退するときは、速やかにその旨を介護保険福祉用具購入費・住宅改修費受領委任払い取扱事業者廃止等届出書により美作市に届け出ること。